

『常陸国風土記』の「池」

— その記述をめぐって —

佐竹美穂

一、はじめに

『常陸国風土記』の「池」の周辺には「池」を造った側にとって都合な存在が描かれる。それは記紀の「池」の記事には見られないものである。記紀の「池」築造記事は、天皇の徳政が滞りなく行われたことを示す役割を負ったものだと考えられる^①。記紀の「池」の築造は何の困難もなく完遂されるのに対し、『常陸国風土記』の「池」の築造には困難が伴う場合もある。本稿では『常陸国風土記』の「池」の記述様態を分析し、それがどのような意味を持つのか、さらには『常陸国風土記』を読むうえで「池」の記事がどのように機能しているのかを考えていきたい。

古代の「池」については、考古学の方面などから、その築造の背後に強大な権力の存在があったことが指摘されている。末永雅雄氏は「国家的事業として行なわれ来た」とし^②、古島敏雄氏は、古墳や溜池などの大工事をするには「その前提に、すでにそこに大きな政治支配があるということだ」とし^③、高橋裕氏は、「池」の築造などの「大規模な土木事業は、ある程度強力

な安定した権力下における方が行ないやすい」などと述べている^④。古代における実際の「池」の築造がどのようなものであったか、今日では推測することしかできないが、諸氏の指摘するように個人の力では為し得ない、強大な権力を背景としたものであったのではないかと考えられるだろう^⑤。そしてここで重要なのは、記紀や風土記といった古代の文献内でも「池」の築造は強大な権力を背景として為されたように叙述されていることである。本稿では実態ではなく、あくまで叙述の問題として「池」を見ていく。強大な権力を背景とする事業であったにも関わらず、『常陸国風土記』に「池」築造が滞ってしまったことを書くのはなぜか、ということを考えていきたい。

古代の文献上の「池」については三浦佑之氏が次のような指摘をしている。

池を作るといふ事業は、(略)『古事記』や『日本書紀』では天皇のなすべき重大な仕事の一つであり、それは、こうした事業が「文化」を象徴するものだからである。『常陸国風土記』にもいくつかの築池記事があり、「柘池あり、こは高向の大夫の時に築ける池なり」「国の幸当麻の大夫

の時に、築ける池、今も路の東にあり」（ともに行方郡条）と語られている。その高向の大夫や当麻の大夫は、朝廷から常陸国に派遣された「宰ミミコトモチ」であり、これらの事業も、朝廷（天皇）の威光を受けて完遂されたものだということを語っている。

三浦氏は「池」を作るという事業が、「文化」を象徴するものであったとする。確かに、記紀や『常陸国風土記』では、「池」の多くの用例で「作（造）る」や「築く」などの語を伴っており、新しく導入された設備として叙述される。また、記紀では「池」築造の記事を持つ天皇は限られた聖帝となっており、天皇の事績を飾るに適當なものであったということもうかがわせる。しかし、「池」のはらむ問題はそれだけではない。記紀と『常陸国風土記』では記述の様態が異なることに注意すべきである。記紀で「池」の築造は何の困難も伴うことなく完遂されたように書かれるが、『常陸国風土記』の記述からは、一筋縄ではいかなかった様子が見て取れる。このことから『常陸国風土記』の、記紀とは異なる、ある本質的なものが見えてくる。

二、沼・泉・井との比較から見る「池」の特徴

まず『常陸国風土記』の「池」の書かれ方の実際から、『常陸国風土記』において「池」がどのように記述されているかを確認したい。

『常陸国風土記』の「池」は、①作られるものである（「築く」「造る」という語を伴う）、②中央官人が築造に関わる、③孝徳朝以降にできる、ということを特徴とする。これらの特徴は、

沼や泉、井といった、「池」と同じく水が溜まる場所を示す語と比較することでより明らかになる。
次の表は、沼・泉・井・池がどのような動詞を伴うかを示したものである。

	動詞	数
沼	流れ来	1
	あり	1
泉	流る	2
	あり	2
	出づ	2
	旧る	1
	淵を作す	1
井	掘る（穿る）	5
	あり	2
池	築く	3
	造る	3
	あり	1

このうち、沼と泉の項をみると、「あり」や「流る」などを伴っているが、「池」は多くが「築く」、「造る」を伴っている。ここから、沼や泉はもとから常陸の地にあったものとして叙述されるのに対して、「池」は新しく常陸の国に造られたものとして書かれていることが見て取れる。とくに泉は「旧る」なども伴うことから、相当に古くからあるように描写されていることがわかる。沼と泉との比較から、「池」は新しい技術として導入され、造られたものであるということが見えてくる。「池」の特徴の①作られるものである、ということとは以上のことから確認できる。

次に、特徴の②中央官人が築造に関わる、という点だが、こ

れは井と比較するとわかりやすい。右の表を見ると、井は多くが「掘る」を伴っており、「池」と同じく人工のもののようにだが、そこに関わる人物は異なっている。

井……倭武天皇（2）、大足日子天皇（1）、比奈良珠命（2）

池……高向大夫（1）、壬生連磨（1）、当麻大夫（1）、

軽直里麻呂（1）

右に挙げたのは井を掘ることに関わった人物と、「池」の築造に関わった人物で、カッコ内はその件数である。「池」の築造に関わっているのは「大夫」や「連」や「直」など、朝廷から職や姓を与えられた官人である。これは、井を掘る人物と比べると一層明瞭で、井を掘るのは倭武天皇や大足彦天皇、倭武天皇に遣わされた比奈良珠命ら、天皇が主となっている。天皇、という中央政府における権力の象徴のようであるが、この二人の天皇は、『常陸国風土記』内では朝廷権力の象徴というよりは巡行神のような扱いをされている。

『常陸国風土記』の天皇は、時世を示す天皇と行動する天皇との二種類に分けられる。時世を示す天皇というのは、「天皇の御世」という形で記され、そのあとに記される説話の時代を明示する役割を持つ。行動する天皇は、倭武天皇と大足彦天皇だけで、実際に常陸国内を巡行してなんらかの説話の主人公となる。井を掘るのは、後者の行動する天皇である。この行動する天皇は多分に巡行神のような性質を持っており、とりわけ水辺（井）に多く巡行している。

倭武天皇の説話が水辺に多いことは早くから指摘されている。肥後和男氏は、記紀でのヤマトタケルが征討者としての

性質を持つこととは異なっており、『常陸国風土記』の倭武天皇が「泉の由来として語られたものが多い」ことに注目している。そして、そのことは「農業との関連と云つたやうな効用的な意味よりも、水の清さ甘さに直接神聖なる人格の恩寵を感謝する」といった意味を持ち、「倭武天皇は常陸の人々にとつてただ有難き大君といふものであつた」と結論付けている。ここで指摘されているのは、倭武天皇が「池」の築造などの「効用的な意味」よりも、井や泉などのもつ「水の清さ甘さ」により密接な関わりを持つ、ということであろう。そのような倭武天皇は、「ただ有難き大君」つまり実際の統治を行う天皇ではなく神々と同じような存在であつた、ということになる。永藤靖氏はまた、『常陸国風土記』には、記紀のヤマトタケルの物語が主題とした闘争の旅は描かれていないとして、「むしろ、その地方々に巡幸し、その共同体の必要とした井泉、橋といったものを作り、人々に多くの徳をほどこしている。倭武天皇は、ここでは民に幸をもたらししてくれる貴人であり、異人として定着されている感が深い。自分たちの共同体のちがいにあつて、多くの富をもたらしてくれる、いわば折口信夫の言葉を借りれば「マレビト」としての面影を持っているのである。」とする。以上指摘されているように、倭武天皇の性格には巡行神のような性質が透けて見える。同じく、時世を示すのではなく行動する大足日子の天皇も巡行神のような性質の天皇として登場すると考えて良いのではないだろうか。そしてそのような天皇が巡行するのは「井」のほりであり、決して「池」ではない。このことは、「池」が、巡行の地というよりは、肥後氏のことを借りるなら「効

用的な意味」を多く負っているということの証左になるだろう。「池」のような施設を作るのは、『常陸国風土記』では天皇ではなく官人なのである。官人も常陸の地に実際に入る存在だが、巡行する天皇とは位相を異にしている。官人は「井」に巡行したりはせず、郡の領域を選定したり「池」を造つたりする者である。『常陸国風土記』で官人は、常陸国を実質的に経営した存在として描かれる。

最後に、特徴の③孝徳朝以後にできるという点について検討したい。「井」を掘る倭武天皇の存在する時間に関して、猪股ときわ氏は「どの天皇の「世」にも所属しないし、連続しないようだ」として次のように位置づけている。

連続して一方向へと流れる時間とは別の過去世である点で、「倭武天皇」の時は『常陸国風土記』にとつてのすべの始まり、香島大神や普都大神という「大神」と呼ばれる神が天より降ってきた時と同質と考えられるだろう。¹⁾

倭武天皇は、『常陸国風土記』のなかでは時世を示す天皇とは異なる次元で行動する天皇であるように描かれる。このような天皇の時代に掘られるのが「井」である。これに対して「池」が作られるのは孝徳天皇の時代以降ということがはっきり示されている。「池」の築造に関わる人物（高向大夫、壬生連鷹、当麻大夫、軽直里麻呂）はすべて孝徳朝以降の人物と認定でき、また築造の時代を明記するものもあるが、すべて孝徳朝以後となっている。²⁾

ここで、『常陸国風土記』における孝徳朝の位置づけについて確認しておく。孝徳朝は、総記に

難波の長柄の豊前の大官に臨軒しめしし天皇のみ世（孝徳朝―稿者注）に至り、高向臣・中臣幡織田連等を遣はして、坂より東の国を惣領めしめき。時に、我姫の道、分れて八の国と為り、常陸の国、其の一に居れり。

とあり、常陸国建国の時代である。また、各郡が立てられた時代でもあり、常陸国が国として成立した時代となっている。ここで注目したいのは記紀の崇神天皇条である。記紀では「池」が初めて登場するのは崇神条となっている。また、崇神条に登場する次の詔は重要である。

六十二年の秋七月の乙卯の朔丙辰に、詔して曰はく、「農は天下の大きな本なり。民の恃みて生くる所なり。今、河内の狭山の埴田水少し。是を以て、其の国の百姓、農の事に怠る。其れ多に池溝を開りて、民の業を寛めよ」とのたまふ。

「天下」の「本」である「農」のために「池溝」を開くことを命じており、天下を治めるために「池」が重要な位置を占めていたことがわかる。記紀の崇神朝も、神祇制度や税制など国が整い始めた時代としてあり、『常陸国風土記』の孝徳朝も国として機能し始めた時代である。記紀でも『常陸国風土記』でも国が整い始めた時代と「池」が造られ始めた時代とは期を一致している。国を整えていくことと「池」の築造は密接に関わっていたと考えることができよう。このときにまた、『常陸国風土記』が解文であるという点も重要である。『常陸国風土記』は常陸国が朝廷によって治められているということを示す文書であったということである。孝徳朝に官人によって「池」が造られたことを記すことは、朝廷による常陸国支配を示すに資す

るものだったと考えられる。それにも関わらず築造に困難が伴うことが書かれるのである。

以上、『常陸国風土記』では、孝徳朝以降に官人によって「池」が築かれたことを書いていることを確認した。常陸国が成立した孝徳朝以降に、常陸国を實際に経営していった官人によって築かれるとすることで、「池」は、国が機能していくために必要なものであるように書かれている。しかし『常陸国風土記』の「池」の記述は単純ではない。次からさらに詳しく検討していきたい。

三、夜刀の神の説話と「池」

前節に『常陸国風土記』の「池」の特質を検討してきたが、ここからはその書かれ方の実際の様態を見ていく。まず有名な夜刀の神説話に登場する「池」について検討していきたい。次に全文を掲げる。

古老のいへらく、石村の玉穂の宮に大八州馭しめしし天皇のみ世、人あり。箭括の氏の麻多智、郡より西の谷の葦原を截ひ、墾闢きて新に田を治りき。此の時、夜刀の神、相群れ引率て、悉尽に到来たり、左右に防障へて、耕佃らしむることなし。〈俗いはく、蛇を謂ひて夜刀の神と為す。其の形は、蛇の身にして頭に角あり。率引て難を免るる時、見る人あらば、家門を破滅し、子孫継がず。凡て、此の郡の側の郊原に甚多に住めり。〉是に、麻多智、大きに怒の情を起こし、甲鎧を着被けて、自身仗を執り、打殺し駆逐らひき。乃ち、山口に至り、標の税を堺の堀に置て、夜刀の神に告げていひしく、「此より上は神の地と為すことを

聴さむ。此より下は人の田と作すべし。今より後、吾、神の祝と為りて、永代に敬ひ祭らむ。冀はくは、な崇りそ、な恨みそ」といひて、社を設けて、初めて祭りき、といへり。即ち、還、耕田一十町余を発して、麻多智の子孫、相承けて祭を致し、今に至るまで絶えず。其の後、難波の長柄の豊前の大宮に臨軒しめしし天皇のみ世に至り、壬生連麿、初めて其の谷を占めて、池の堤を築かしめき。時に、夜刀の神、池の辺の椎株に昇り集まり、時を経れども去らず。是に、麿、声を挙げて大言ひげらく、「此の池を修めしむるは、要は民を活かすにあり。何の神、誰の祇ぞ、風化に従はざる」といひて、即ち、役の民に令せていひけらく、「目に見る雑の物、魚虫の類は、憚り懼るるところなく、随盡に打殺せ」と言ひ了はる應時、神しき蛇避け隠りき。謂はゆる其の池は、今、椎井の池と号く。池の回到、椎株あり。清泉出づれば、井を取りて池に名づく。即ち、香島に向ふ陸の駅道なり。(行方郡)

この説話は、おおまかに継体天皇の世のこととされる前半と、孝徳天皇の世のこととされる後半の二部に分けることができるが、「池」は後半にしか出てこない。前半も開墾の話であり、「堀」などの語が見えることなどからも、水辺が舞台となっていると考えられるが、「池」は登場しない。「池」は、孝徳朝に壬生連麿という官人によって新しく造られるものなのである。

夜刀の神説話はさまざまな視点から論じられているが、本稿では「池」に着目して読んでいきたい。前述のようにこの説話は前半と後半の二部に分かれる。ここでは「池」の有無に着目

するが、前半と後半では「池」の有無や時代の違いの他に、夜

刀の神に対する態度の違いも指摘されている。守屋俊彦氏は、この二つの話からは「世とともに遷りゆく蛇神観と、地方の首長の姿が窺はれ」としている。蛇神は、古くは「農業神」として降臨を願わなければならなかった存在だが、麻多智は土地の開墾にあたって夜刀の神の降臨を願わない。しかし、麻多智が祭祀者となった、とあるところに「衰へたとは言へなほ余力あつたこの日の蛇神をみる」という。ところが後半になり壬生連磨に追われる姿には「最早そこには神としての片鱗をすら窺ふことが出来ない」とする。また、桜井好朗氏は、この説話を三つの位相に分け、麻多智の開墾以前「自然の現象とか動物とかがそのまま神と信じられているという信仰の水準」を「民間信仰圏」、麻多智が夜刀の神を祭つたあとの「特定の神社に祭られた神を信ずるといふ信仰の水準」を「社寺信仰圏」、壬生連磨によつて夜刀の神が完全に駆逐されたあとの「国家の頂点にある天皇を世界の根源・始原を体現するものとしてとらえ、天皇には神々もしたがうはずだと見なす信仰の水準」を「国家信仰圏」として、異なる信仰の水準が観察できることを指摘している。二氏が指摘するように前半と後半では夜刀の神に対する明確な態度の違いを見てとることができ、後半部では夜刀の神を神として敬う態度がまったく無くなっていると言える。このことは後半部にのみ見える「池」の築造と深く関わっている。「池」の築造は、常陸国が機能していくために重要な事業であった。それに逆らうことは許されなかったのである。ほかでもない「池」の築造が、夜刀の神が「避け隠」れざるを得なかった

要因と考えてみたい。

後半の、夜刀の神に対する壬生連磨の強硬で高圧的な態度の拠るところを、「池」ではなく磨の発言の「何の神、誰の祇ぞ、風化に従はざる」の「風化」に求める論はこれまで多くなされてきた。桜井氏は「風化」は「皇化」と同意であるとして、「磨が夜刀の神にそういう態度をとりえたのは、「風化」が「現神」として制度化されてゆく天皇に発するものであつたからであらう」と、「風化」の背後には天皇があり、その威力のもとで磨の言動があつたとする。また多田一臣氏は、磨のことばの中に見られる論理は「まさしく国家を領導する儒教的イデオロギーの直接の体現にはかならない」とし、「風化」のことばは、その端的なあらわれを示している」とする。この説話において「風化」という語が大きな意味を持つてあらうことは疑えない。磨の背後に天皇の権威があることを明示し、夜刀の神を追い払う力を持つたことばである。しかし、その前に磨が「此の池を修めしむるは、要は民を活かすにあり」と発言していることにも、もっと注目されて良いだろう。天皇の権威や国家権力の象徴を負つて使われるという点においては「風化」も「池」も同様の威力を持つと考えられるのである。「池」が造られるのであれば、すなわち天皇による国家運営のためであれば、その土地に代々祭祀継がれてきた神も撤退しなければならない。「池」が築かれる、と書くことは土地を王権が支配していったということと同義である。しかし、この説話が語るところはそれにとどまらない。「池」築造の際に夜刀の神の抵抗に遭うという困難があつたことが書かれている。これは重要なことである。記紀の「池」築造記事

は左のようになっていた。

・是の御世に、依網池を作り、亦軽の酒折池を作りき。(『古事記』中巻・崇神天皇)

・十一年の冬十月に、劔池・堅池・鹿垣池・鹿坂池を作る。

(『日本書紀』巻第十・応神天皇)

記紀ではこのように極めて簡略に書かれている「池」の築造だが、『常陸国風土記』の夜刀の神説話を讀むと、単に「〇年〇月、〇池を作る」というような記述には収まりきらない物語が「池」の築造に際しては存在していた可能性があると推測できよう。夜刀の神の説話は、意図せずしてこのような「池」築造の際の困難を抱え込んだ表現を持ってしまったと考えることができるのである。

そして、なぜそのような叙述を持つてしまったのかという疑問が当然湧いてくる。「池」が完成されることが治国にとって重要な事柄であったならば、記紀のように何の困難もなく築造が成ったことが書かれた方が自然であるように思われる。朝廷側の勢力にとって邪魔になるだけの夜刀の神という存在を書き記している、ということはどういうことなのだろうか。ひとつ言えるとするれば、『常陸国風土記』には在地からの視点が入り込まざるを得なかったという事情から、「池」などの新しい文化が導入される際の葛藤の痕跡が描かれてしまったのではないかということだ。新しい文化は必ずしも歓迎されないのである。「池」が造られるということが、王権による土地の支配であるとき、「池」の築造は「民のため」とされながら、そこにいた民にとって「池」の存在は本当に喜ばしいものだったのだ

ろうか。そして『常陸国風土記』はそれをどのように記述しているのだろうか。次節でさらに考えてみたい。

四、佐伯・神子の社・獺猴と「池」

この点に就いて考えるために、『常陸国風土記』の他の「池」の記事を見てみよう。まずは行方郡の次の記事である。

郡の南七里に男高の里あり。古、佐伯、小高といふものありき。其の居める処なれば、因りて名づく。国宰、当麻の大夫の時、築きし池、今も路の東にあり。池より西の山に、猪、猿大に住み、艸木多密れり。南に鯨岡あり。上古の時、海鯨、匍匐ひて来り臥せりき。即ち、栗家の池あり。其の栗大きなれば、池の名と為せり。北に香取の神子の社あり。(行方郡)

この条では、男高の里に、国宰である当麻大夫の時に造った「池」がある、としている。ここには夜刀の神の説話のように朝廷対在地の物語は語られていないが、この里にむかし、「佐伯、小高」が住んでいた、とされていることに着目してみたい。佐伯は『常陸国風土記』で、朝廷側の勢力に征討される存在である。その「佐伯」の居住区域に「池」を造ったという記述には注目できる。ここには、夜刀の神のように佐伯を追い払って「池」を作った、とは書かれないが、むかし佐伯が住んでいたという記事は、そのような事件があったことを推測させる。

さらに、この条には、当麻大夫が築いたという「池」のほかに「栗家の池」の記事もあるが、その北には「香取の神子の社」があることに注意したい。「の神子の社」(一)部には「香島」

か「香取」が入る。）は『常陸国風土記』に全部で五例見られるが、そのうちの三例で同じ条に佐伯が住んでいたという記事が見える。志田諄一氏はこの「」の神子の社」について次のように指摘している。

行方郡の農民が、蝦夷平定の国家神である鹿島・香取の両神を、子神であつても自らは勧請するはずがないし、できるものでもないと思われる。香島・香取の神子の社が、六社（二つの神子の社）を二社に数えている（稿者注）のうち四社までが佐伯が住んでいたという堤賀・男高・当麻の郷里に置かれていたのは、服属した蝦夷（佐伯）が住んでいた地の鎮護を目的としたのかも知れない。

「」の神子の社」は佐伯の鎮護を目的としていた可能性があるといる。志田氏の考えるように「」の神子の社」のある地に鎮護を必要とするような状況を想定すると、朝廷と佐伯の対立があつたと考えることができる。その際に「池」の建設も関わつていたと考えることもできるのではないだろうか。つまり、夜刀の神の事件のように「池」を造ろうとした際に佐伯が抵抗したのではないかと考えてみたいのである。別の言い方をすれば、『常陸国風土記』で「池」を造つたことを書くことは、そこでの争いに朝廷側が勝利したことを示すものであつたとも言えるのではないか。佐伯は『常陸国風土記』に次のように描かれている。

古老のいへらく、昔、国巢（俗の語に都知久母、又、夜都賀波岐といふ）山の佐伯、野の佐伯ありき。普く土窟を堀り置きて、常に穴に居み、人來れば窟に入りて竄り、其の人去れば更郊に出でて遊ぶ。狼の性、梟の情にして、

鼠に窺ひ、掠め盗みて、招き慰へらるることなく、弥、風俗を阻てき。此の時、大臣の族黒坂命、出で遊べる時を伺候ひて、茨蕪を穴の内に施れ、即て騎の兵を縦ちて、急に逐ひ迫めしめき。佐伯等、常の如土窟に走り帰り、尽に茨蕪に繋りて、衝き害疾はれて死に散けき。故、茨蕪を取りて、梟の名に着けき。（茨城郡）

ここで佐伯は朝廷側の「大臣の族黒坂命」に討伐されている。『常陸国風土記』において「佐伯」というとき、喚起されるイメージは右のような凶悪で、制圧の対象となるようなものであつた。その佐伯が「池」のそばにいたという叙述からは、「池」の築造が佐伯の征討を経て成つたものだという読み取れるのではないだろうか。「池」が造られたと書くことで、その地を朝廷側が（おそらくは武力的に）支配したことを示すと同時に、そこにいた旧勢力は排除されたということも示されるのである。『常陸国風土記』の「池」の記事の最大の特徴は、排除された存在のことを記していることである。記紀の「池」はただ、築造年月と池名とそれが造られたことが記されるだけで、「池」を造る際の困難などが描かれることはない。その痕跡もない。しかし『常陸国風土記』には「池」のそばに抵抗勢力の影が見え隠れしている。このことは、『常陸国風土記』での「池」の築造記事には、朝廷側による土地の武力支配ということが暗示されていたのではないかという推測を生む。

もうひとつ『常陸国風土記』の「池」の記事を見てみよう。無梶河より部陸に達りまししに、鴨の飛び度るあり。天皇、射たまひしに、鴨迅く弦に応へて墮ちき。其の地を鴨野と

謂ふ。土壤墾墾て草木生ひず。野の北に、櫟・柴・鶏頭樹・比之木、往々森々に、自から山林を成せり。即ち、枿の池あり、此は高向の大夫の時、築きし池なり。北に香取の神子の社あり。社の側の山野は、土壤映衍えて、草木密生れり。(行方郡)

ここにも「香取の神子の社」が「池」のすぐ北にある、とある。ここには佐伯のことは書かれていないが、先に検討したことから、ここでも朝廷側の支配の印として「池」の築造が語られていると考へたい。それは、この「池」が「高向の大夫の時」に築いた、とわざわざ書かれていることから考へられることである。というのは、この高向大夫は『常陸国風土記』において、朝廷から派遣され常陸国を初めて治めたとされる人物だからだ。高向大夫については、第二章で挙げた『常陸国風土記』総記に、孝徳天皇の世に派遣されて足柄の岳以東を治めたことが記され(「高向臣」と表記される)、そのときに初めて常陸の国が立ったことも書かれている。高向大夫は、総記以外には立郡の事情を述べた記事に見られる。朝廷が東国に支配を及ぼすために設けた新しい行政区画である、国や郡の成立に深く関わる高向大夫が「池」の築造に關わつて登場することには注目できるだろう。そして土地を支配しようとするとき、もともとから住んでいたものの抵抗に遭う。その跡が「香取の神子の社」に見えるのである。

また、もう一例次の「池」の記事を見てみたい。

淡海の大臣の封戸を檢に遣はされし輕直里麻呂、堤を造きての内大臣の封戸を檢に遣はされし輕直里麻呂、堤を造きて池を成りき。其の池より北を谷会山と謂ふ。有らゆる岸

壁は、形磐石の如く、色黄にして坳を穿てり。獼猴集り来て、常に宿りて喫噉へり。(久慈郡)

ここには佐伯や神子の社の記述はないが、「池」の北にあるという「谷会山」に「獼猴」がいるという。この獼猴だが、『礼記』「楽記」の孔穎達疏に「及優侏儒擧雜子女」者、言作樂之時、及有三俳優雜戲侏儒短小之人。擧雜、謂三獼猴也。言舞戲之時、狀如三獼猴、間三雜男子婦人、言似三獼猴、男女無レ別也。」とある箇所にも見える。これは「今夫新樂、進俯退俯、姦聲以濫、溺而不止、及優侏儒擧雜子女、不知三父子、樂終不知三以語、不可三以道レ古、此新樂之發也。」として「新樂」の濫りがまじさを批判した箇所の「及優侏儒擧雜子女」を注したものである。「新樂」で「俳優」や「侏儒」などの道化が子供や女性の間交じつてふざけまわらることを、獼猴に男女の別のないことと類似すると注しているのだが、ここで獼猴は好ましいものとして認識されてはいない。右の「池」の記事でも土を食らうという不気味な存在として描かれており、獼猴の語には何らかの負の付加価値があったと考へることができよう。

以上のように、「池」の付近には佐伯や神子の社、獼猴などの朝廷側から排除される存在がある。夜刀の神説話において「池」を築いた壬生連麿は「此の池を修めしむるは、要は民を活かすにあり」と「大言」していた。しかし、『常陸国風土記』には「池」の恩恵を享けている「民」の姿はどこにも描かれないのである。「池」とともに記述されるのは夜刀の神や佐伯、獼猴など「池」を造る側にとって排除の対象となるような存在ばかりであった。

同じ水辺でも、『常陸国風土記』には、「池」ではなく泉や井戸に寄り集まってその湧水の恩恵を受けている描写はある。

郡の東に国つ社あり。此を県の祇と号く。社の中に寒泉あり。

大井と謂ふ。郡に縁れる男女、会集ひて汲み飲めり。(行方郡)

右の記事の「寒泉」「大井」と記される水辺には「男女」が集い、その水を汲み飲んでゐる姿が描かれている。ここからは「寒泉」「大井」に親しんでいる人々のすがたが読み取れるが、『池』のそばには決してそのような人々は書かれない。「池」とセットで出てくるのは夜刀の神や佐伯や彌猴などの、「池」を造る側が排除する対象である。なぜこのような叙述になつてしまうのであらうか。

それは、先に述べたとおり、『常陸国風土記』において「池」の築造が土地の支配と密接に結びついていたためであらう。土地にいたものを鎮圧し、その地を支配した証が「池」の築造なのである。夜刀の神の説話で「池」を築くことは夜刀の神を排除し土地を占有することであつた。他の地でも「池」が造られた地では同様のことが行われ、王権によつて土地が占有された。『常陸国風土記』ではこのことを暗示する記号として「池」が用いられ、機能したと考えられる。当然、武力で鎮圧される対象は、泉や井戸に集うような「男女」ではなく、排除される存在として描かれる佐伯や夜刀の神などとなる。記紀では単に天皇の事績を飾る技術として記載される「池」だが、『常陸国風土記』においては王権の、時には武力による土地掌握の印として記述されているのである。そのため、周囲には「池」に親しむ存在が書かれることはない。磨に「此の池を修めしむるは、

要は民を活かすにあり」と言わせ、常陸の人々に歓迎されるかのように叙述された「池」であつたが、そう簡単な話ではなかつたことが読み取れる。「池」築造が武力的な土地支配であつたとき、そこにもとから居たものに歓迎されたとは考えられない。土地について書くという風土記の性質上、土地からの視点が入り込んでしまつたのが『常陸国風土記』の「池」築造記事だつたのではないか。朝廷側から地方の事情を書く、ということの複雑さが「池」の記述から伝わるのである。記紀とは異なる『常陸国風土記』のあり方が見えてくる。

五、おわりに

以上述べてきたが、『常陸国風土記』における「池」築造記事の意義は次のようである。

『常陸国風土記』で「池」の築造は、天皇の権威のもとに行われ、また常陸国が国として成立することと密接に関わる事業であつたが、簡単には遂行されなかつたように書かれる。それは、「池」の築造が『常陸国風土記』内では土地の武力的な支配と結びつけられており、そうであるときの在地のものには必ずしも歓迎されなかつたためと考えられる。その表れとして「池」の記事には、「池」を造る側が排除する存在が記されている。地域の事情を記録するという性質ゆゑに、排除した存在が記載されてしまつた「池」築造記事からは、『常陸国風土記』が抱え込む複雑さが垣間見える。

注(1) 佐竹美穂「記紀における「池」——『常陸国風土記』との

- 記述の比較―(『都大論究』第四七号 二〇一〇・六)
- (2) 「池の文化」(学生社 一九七二)
- (3) 古島敏雄・森浩一「対談 古代の池をめぐる」(『日本古代文化の探求 池』森浩一編 社会思想社 一九七八)
- (4) 『水の文化史―水文学入門―』(A. K. ビスワス著・高橋裕 早川正子訳 一九七九引用部分は高橋裕による「補章」)
- (5) 世界的に見ても蓄水施設を造営する権力を持つことは、支配力と大きく関わっていたことが指摘されている。カール・A・ウィットフォージェルは、世界中の多くの地域において、水力を管理し得た国家が大きな力を持ったことを説いており、
- 一切の大規模な水力的、非水力的建造物を統御することのできる政府は、望むならば、産業の非建造的分野においても指導的役割を果たすことができるだろう。鉱業、採石、採塩等の「採取」産業もあるし、武器、織物、戦車、家具等の製造といった加工業もある。これら二つの領域における活動が大規模におこなわれるかぎり、それらは大部分が水力の政府によって直接的に経営されるか、独占的に管理されたのである。
- として、産業を独占し得たとしている。また、日時の告知などの「魔術と占星術のマント」にぐるまれ、深い秘密にかこまれた「数学的・天文学的作業も水力を管理するために活用された」として、呪術的な側面からも管理を強めたことを指摘している。(『オリエンタル・デスポティズム―専制官僚国家の生成と崩壊』湯浅赳男訳 新評論 一九九五)
- (6) 「治水と心性 神の水と人の水と」(『環境と心性の文化史 下 環境と心性の葛藤』勉誠出版 二〇〇三)
- (7) 「比奈良珠命」は「国造」とされており、朝廷から役職を賜っている官人だが、あくまで天皇に遣わされた存在として表出されていることに注意したい。「池」を作る官人は「池」を作るために遣わされたとは書かれないが、「比奈良珠命」は「倭武の天皇、(中略)国造比那良珠命を遣はして、新に井を掘らしむるに」などと描写され、あくまで倭武天皇が主体となつて「井」を掘らせている。古代の伝承中の「国造」については、飯泉健司氏が網羅的にその特質を分析している(『古代(国造伝承)考』(『立正大学国語国文』第三三号 一九九六・三)。
- (8) 『常陸国風土記』では「井」を、多く「泉」ともしている。「其より南に当りて、園坂の中に出づ。多に流れて尤清く、曝田と謂ふ。(那賀郡)」など。
- (9) 『風土記抄』(弘文堂書房 一九四二)
- (10) 『風土記の世界と古代日本』(大和書房 一九九二)
- (11) 「常世の国の倭武天皇」(『東北学』二〇〇三・四)
- (12) 孝徳朝以前に造られた「池」は完成されない。
- 郡の北三十里に白鳥の里あり。古老のいへらく、伊久米の天皇のみ世、白鳥ありて、天より飛び来たり、僮女と化為りて、夕に上り朝に下る。石を摘ひて池を造り、其が堤を築かむとして、徒に日月を積みみて、築きては壊えて、え作成さざりき。……(香島郡)
- 右の条では白鳥が「池」を造ろうとするが、「え作成さざりき」とあり、完成されなかったことが書かれている。この「池」が造られようとした時代は「伊久米の天皇のみ世」(垂仁天皇世)とあり、孝徳朝以前と位置づけられている。

- (13) 本文で取り上げたもののほかに、麻多智の立てた「標の税」に着目して、土地占有の儀礼の方面から論じるもの(赤坂憲雄「杖と境界をめぐる風景/標の税」〔境界の発生〕講談社学術文庫 二〇〇二・二六)、岩田芳子「杖―夜刀神伝承をめぐる―」(『萬葉語文研究 第三集』二〇〇七・七六)など)、夜刀の神を製鉄神と捉えるもの(吉野裕「夜刀の神」(『日本文学』一九・二 一九七〇・二)、阿部真司「夜刀神伝承への一考察」(『日本文学研究 第二十五号』一九八七・二二)など)などさまざまに論じられている。
- (14) 「夜刀神」(『国語・国文』一四・一〇 一九四六・二)
- (15) 「神々の変貌」(『神々の世界における古代』(一九七六 東京大学出版会))
- (16) 二つの説話の位相・関連について、多田一臣氏は、前半の伝承にも「神の威力を一定の枠に封じ込めておこうとする、風土記編纂者の意識のあらわれ」が見え、後半にも「王権にもとづく中央集権の論理によって村を再編し、新たな秩序の中に位置づけようとする意図」があるとして、二つの記事の間の位相差を、王権のイデオロギーを持ちこむことによって埋めようとした、とする。(『夜刀神説話を読む』(『古代文学』二六 一九八七・三)また、赤塚史氏は、麻多智の伝承が『常陸国風土記』に多く見られる討伐伝承と性質を同じくするというに着目し、討伐伝承が「秩序から外れたものを示し、それを平定する伝承を掲載すること、結果的に秩序化された常陸国を描いている」ことから、前半も後半も土地に安定と秩序をもたらす伝承であり、双方とも編述者の意図に沿った叙述であるとす。(『夜刀神の伝承について』(『国文学研究』一五六 二〇〇八・一〇))
- (17) 桜井好朗・前掲書
- (18) 多田一臣・前掲論文
- (19) 佐伯は『常陸国風土記』に「古老のいへらく、昔、国果(俗の語に都知久母、又、夜都賀波岐といふ)山の佐伯、野の佐伯ありき。普く土窟を堀り置きて、常に穴に居み、人來れば窟に入りて窺り、其の人去れば更郊に出でて遊ぶ。狼の性、梟の情にして、鼠に窺ひ、掠め盗みて、招き慰へらるることなく、弥、風俗を阻てき。」と叙述される。ここに「穴に居み」や、「狼」「梟」「鼠」などのことばから動物性が連想されるが、蛇神である夜刀の神、あとに示す「獼猴」など人でないものが「池」のそばに配置されることにも注目したい。
- (20) 『常陸国風土記』と説話の研究(一九九八 雄山閣出版)
- (21) 例えば、行方郡の次のような記事である。
古老のいへらく、難波の長柄の豊前の大宮に馭守しめしし天皇のみ世、癸丑の年、茨城の国造、小乙下壬生連磨・那珂の国造、大建壬生直夫子等、惣領高向の大・夫・中臣幡織田の大夫等に請ひて、茨城の地の八里と那珂の地の七里とを合せて七百余戸を割きて、別きて那家を置けり。
- (22) 『禮記注疏及補正 上』(『中国学術名著第六輯 十三経注疏補正第七冊』一九六三)
- (23) 「村の中に淨泉あり。俗、大井と謂ふ。夏は冷かにして冬は温かなり。湧き流れて川と成れり。夏の暑き時、遠迹の郷里より酒と肴とを齋齋て、男女会集ひて、休ひ遊び飲み樂しめり。(久慈郡)など他に三例ほど、泉・井に男女が集う記事がある。